



## やせ薬の内服は慎重に



中国製ダイエット食品による肝機能障害や甲状腺障害などの健康被害が相次いでいます。10月4日現在で、これらの製品による健康被害者は826人(うち入院患者数171人)、疑われる製品として未承認医薬品50製品(健康被害例なしも含む)と健康食品3製品(健康被害が疑われる情報が得られたもの)の計53製品の品名が公表されています(厚生労働省)。

県内でも同様な健康被害が保健所に通報されたことから、当研究所で検査したところ、服用していたダイエット食品から、医薬品として許可されていない成分であるフェンフルラミンが検出されました。検査には、高速液体クロマトグラフとガスクロマトグラフ-質量分析計という2種類の分析機器を用いました。



分析に使用したガスクロマトグラフ - 試料分析計

フェンフルラミンを摂取すると食欲減退に関与する脳内物質セロトニンが放出され、食欲が抑制されます。

欧米では、1960年代半ばから、フェンフルラミンが食欲抑制薬、食欲減退薬として、肥満症の治療に医薬品として使用されてきま

した。一般成人の用量は、1回20mgで、1日3回食前の服用です。

しかし、米国では、フェンフルラミンが心臓弁膜症などの心疾患や肺高血圧症を招く恐れがあることから、1997年9月その使用が禁止され、医薬品市場から姿を消しました。

また、フェンフルラミンは、今から6年前(1996年)、痩身効果を標榜する中国産減肥茶の一種である寧紅茶の一部に添加されていたことが発見され、問題となった薬物でもあります。

今回、健康被害が疑われた製品の中には、フェンフルラミンのニトロソ化合物であるN-ニトロソ-フェンフルラミンが添加された製品がありました。この物質については、現在のところ、研究情報が全くないのですが、今回の肝障害事例に共通する唯一の成分で、危険因子とみなされています。

最近、米国では「エフェドラ」を含有するダイエット用栄養補助食品の副作用が報告されています。このエフェドラ含有製品には、医薬品成分である麻黄、エフェドリン等が配合されている可能性があり、健康被害を起こす恐れも否定できないということです。

上記のようなダイエット食品は、新聞、雑誌、インターネット広告による通信販売で日本でも流通しています。健康食品等を購入する際は情報収集に努め、安易な個人輸入は避けましょう。  
(生活科学部)